**平成２６年（フ）第３４６号**
兵庫県加古川市加古川町粟津395番地　ハイツ葵７号
債務者　畑　喜代美
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２６年（フ）第３５６号**
兵庫県高砂市阿弥陀町魚橋1113番地の２
ヒューマンコート魚橋Ⅱ―101号
債務者　河原　友美
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２６年（フ）第１９３号**
長崎県長崎市館内町３番14号、旧住所長崎県長崎市片淵５丁目11番27号　片淵丸尾ハイツＢ棟103号
債務者　川口　朝子（旧姓杉谷）
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第１９４号**
長崎県長崎市本河内３丁目１番９号
債務者　森田　美加
1　決定年月日時　平成26年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第２４２号**
沖縄県那覇市首里大名町１丁目153番地２
１階
債務者　宮里さおり
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２６年（フ）第１７号**
北海道日高郡新ひだか町三石旭町49番地の26
債務者　本荘　清一
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

**平成２６年（フ）第１８号**
北海道日高郡新ひだか町三石旭町49番地の26
債務者　本荘　留美（旧姓寺田）
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

**平成２６年（フ）第４６３号**
宮城県多賀城市桜木３丁目８番25号　ハイツＹＳ102
債務者　藤原　泰幸
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２６年（フ）第８８号**
宮城県大崎市古川江合本町１丁目３番34号　グリンピュア古川Ｃ棟202号、従前の住所宮城県栗原市築館字下高森76番地１
債務者　大場　一喜
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２６年（フ）第９０号**
宮城県大崎市古川中島町５番13号
債務者　福田ゆう子
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２６年（フ）第１４４号**
秋田県南秋田郡八郎潟町字一日市448番地５
債務者　大泉　　大
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１４７号**
秋田市土崎港相染町字浜ナシ山２番地151
債務者　伊藤　　稔
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１５７号**
秋田市将軍野堰越１番５号　中央ハイツ202号
債務者　根元　　学
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第５６号**
福島県いわき市平赤井字不動堂７番地の19
債務者　渡邊　重男
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２６年（フ）第１３８号**
茨城県坂東市みむら41番地１
債務者　倉持　正章
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２６年（フ）第１３９号**
茨城県古河市西牛谷844番地26　みすみコーポＡ―201、前住所埼玉県加須市北平野333番地４
債務者　瀬﨑　　渉
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２６年（フ）第４７２号**
千葉県八千代市八千代台北16丁目22番４号　八千代コーポＢ―202号
債務者　滝口　清長
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係